

XC チャレンジ 2020in ASHIO 競技規定

1. 参加資格

大会期間中 JHF フライヤー登録が有効な者。JHF パラグライダーXC 技能証保持者。外国選手の場合は同技能証に相当する技能証の保持者（JHF フライヤー登録は大会当日に申込み可能）。

2. 安全の確保

フライトは選手個人の責任においておこない、単独で見知らぬ場所をフライトする可能性の高いクロスカントリーフライトのリスクを理解し、常に選手自身で安全を確保しつつ飛ぶこと。大会が開始されてテイクオフ・ウィンドウがオープンしても、気象条件が自分の能力の限界を超えている、もしくは超えそうだと判断したらテイクオフを取りやめること。フライト中、気象条件が自分の能力の限界を超えている、もしくは超えそうだと判断したら安全なコースに迅回するか、キャンセルのアナウンスを待たずに速やかに自らフライトを中止し、安全に着陸すること。

3. 使用機体の制限

公認大会規定に準ずる。

4. 装備

CTR アラームの設定が出来る GPS、ヘルメット、効果のある緊急パラシュート、デジタル無線機、山沈回収セット、携帯電話を装備すること。装備は選手自身により管理し、安全性を確保すること。

5. タスクブリーフィング

テイクオフにてタスクブリーフィングをおこない、次の事項を発表する。

- ・気象情報
- ・テイクオフ・ウィンドウ・オープン時刻
- ・競技終了時刻
- ・ランディング報告締切時刻
- ・回収車配置方向

6. フライトの成立

テイクオフ可能な累計時間が受付選手数×1 分を超えるか、あるいは当日受付した選手全員（フライトキャンセルした選手を除く）がテイクオフを完了し、テイクオフ選手の 20%以上が 10km 以上のフライトを達成することにより、競技フライトの成立とする。

7. 大会の成立

競技フライトが 1 本成立した時点で大会成立とする。

8. 飛行距離の計測

飛行距離の計測は GPS トラックログまたはライブトラックによりおこなう。

ベストポジションを採用する。

【GPS】

- ・測地系は次の通りに設定すること。

MAP DATUM : WGS84

FORMAT : 度分秒 (hddd° mm' ss.s")

- ・フライト前に、以前のフライトのトラックログを消去すること。

9. リフライト

リフライトは何度してもよいが、必ずランディング場の大会本部役員にリフライトを申告すること。その日の最後のフライトが計測の対象となる。テイクオフ前に以前のフライトのトラックログを消去すること。

10. 順位の決定

計測対象のフライト中、最も長い距離の1本を採用し、順位を決定する。

11. 飛行方向

当日の気象条件に基づいて回収車の配置方向（北、西等）を指定し、タスクブリーフィング時に発表する。選手の飛行方向は自由であるが、回収車は指定方向にのみ配置するため、異なる方向に飛行した選手は自己回収となる。

11. 無線連絡

選手の無事を常に確認し、回収の便宜をはかるため、選手は適宜、足尾山 PG テイクオフからの直線距離と方位を無線報告することが望ましい。風向風速や周囲の状況、他のパイロットの様子も貴重な情報となる。大会本部は、この報告に基づいて回収車を配置する。

12. ランディング

- ・ゴルフ場・牧草地・耕作地・サーキット場には着陸しないこと。
- ・無事ランディングしたら、速やかにグライダーを絞り、パッキングすること。着陸後にグライダーを開いたまま放置することは、上空のパイロットへの「怪我をして動けないので助けて欲しい」というアピールと解釈される。また、飛行中の選手はランディングしたまま放置されたグライダーを見かけたら、無線で呼びかけ、反応が無ければ大会役員へ連絡すること。可能ならばその選手の近くにランディングして救助活動に入り、救急車を呼ぶ等の対応をすることが望ましい。
- ・なるべく周囲に人のいる場所に降りることを推奨する。
- ・高度に余裕がある場合も、常に数ヶ所のランディング候補地を確保しながらフライトすること。
- ・数百メートル～数 km の距離を伸ばすために無理をするよりは、安全な場所に降りること。
- ・ランディング後は土地所有者や近隣住人への挨拶を欠かさないこと。
- ・ランディングした土地において他者に損害を与えた場合は、各選手が自分で土地所有者を探し、誠意をもって処理すること。また、その旨を本部にも連絡すること。

13. 競技終了・ランディング報告

日没10分前を競技終了時刻とし、この時刻までにランディングしなければならない。ランディング後は、速やかに大会本部に無線もしくは電話でランディング報告をすること。ランディング報告締切時刻を過ぎても報告がない場合は失格とする。ランディング報告後、回収方法を連絡する。競技終了時刻及びランディング報告締切時刻はタスクブリーフィング時に発表する。

14. フライト失格

飛行禁止空域または飛行制限空域への進入、ランディング禁止区域へのランディング、不正行為、フライトルール違反、雲中飛行、その他危険行為により大会運営に支障をきたすと判断される場合はその日のフライトを失格とする。悪質な違反の場合は、競技委員長の判断により大会失格とする場合がある。

15. 事故及び損害賠償

大会期間中に事故が発生し、選手自身あるいは他者に傷害や損害が生じた場合、大会規定及びエリアルールに則り、本人の責任において速やかに処置するとともに、本部に報告すること。また主催者や大会関

係者に対して責任追及、損害賠償等の請求を決しておこなわないこと。

16. 抗議

抗議申し立ては成績の仮発表から1時間以内に、供託金1万円を添えて文書で大会本部に提出すること。

17. 公式掲示板

公式掲示板を大会本部に設置し、当日の気象情報、フライト成績、注意事項等を発表する。

【飛行禁止空域】

筑波フライトエリアエアスペースルールを理解し、遵守すること。

○CTRの設定

大会ホームページよりCTRをダウンロードし、CTRアラームの設定をすること。

※詳細は当日配布する飛行禁止空域地図で確認すること

1. 丸山風力発電所（足尾山頂の約2km北）については、風車から水平方向に200m以内、海拔高度800m以下を飛行禁止とする。

(N36° 17' 30.99" E140° 09' 02.58" 560m)

(N36° 17' 36.65" E140° 09' 01.44" 536m)

2. 筑波山周辺

- ・筑波山ロープウェイつつじヶ丘駅～女体山駅間、半径200m及び上空200m以下
- ・筑波山ケーブルカー宮脇駅～筑波山頂駅間、半径200m以内及び上空200m以下
- ・筑波山神社上空200m以下

3. 福島第一原子力発電所から半径30km以内 (N37° 25' 07.66" E141° 01' 19.76")

その他、筑波フライトエリアエアスペースルールに準ずる

【ランディング禁止区域】

- ・筑波山ロープウェイつつじヶ丘駅駐車場

【注意の必要な空域】

・高峯山からツインリンク茂木（栃木県茂木町）付近ではヘリコプターが頻繁に飛行しています。十分注意すること。

・常北町（旧御前山村・七会村）、久慈川の東側・常陸太田市の北側の山地はランディング好適地が少ないので、フライトに際しては十分注意すること。